

入札公告等

1. 入札公告
2. 共通入札説明書
3. 入札心得（郵便入札）

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行うので、公益財団法人 大阪府都市整備推進センター条件付一般競争入札実施要綱第3条の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「物品調達条件付一般競争入札共通入札説明書(郵便入札)」(以下「共通入札説明書」という。)及び「一般競争入札心得(物品関係)」(以下「入札心得」という。)の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和7年5月26日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 田 中 一 史

記

1 発注の内容

発注年度	令和7年度
案件名称	大阪北摂霊園管理システム用サーバ機器の調達
発注部署	霊園事業部 霊園企画課
入札参加資格者名簿登録業種(種目コード)	<u>「OA機器・用品(種目コード26)」</u>
納入場所	公益財団法人 大阪府都市整備推進センターが指定する場所
納入期限	令和7年10月31日
入札書比較予定価格調書(消費税等額を除く。)	金4,383,800円
入札書比較最低制限価格(消費税等額を除く。)	無し
落札方式	条件付一般競争入札(事後審査型)
支払い条件	一括支払い

2 発注スケジュール

1	共通入札説明書等交付	交 付	令和7年5月26日(月)から
	予定価格の公表 (入札書比較予定価格)	公表時期	入札公告1発注の内容に記載
	最低制限価格の公表 (入札書比較最低制限価格)	公表時期	入札公告1発注の内容に記載
2	入札参加の申込	申込期限	令和7年6月4日(水) 午後4時 まで センターホームページ(入札参加事前申込フォーム)から申し込むこと。
3	共通入札説明書等に対する質問及び回答	質問期間	令和7年5月26日(月) 午前10時 から 同年6月5日(木) 午後4時 まで ただし、入札に関する質問は、入札参加申込期限の前日まで
		提出方法等	センターへのメール(nyusatsu@toshiseibi.org)の方法により提出する。 メールの件名は、「案件名」「入札説明書等質問」とし、メール本文に会社名、電話番号、担当者名、質問内容を記入すること。
		最終回答日	令和7年6月10日(火)
4	入札書の到達指定日及び開札	到達指定日	令和7年6月16日(月) (指定日の3日前までに郵便局にて書留、配達日指定郵便で発送のこと。)
		提出方法	郵送方法等は郵便入札の手引き参照
		開札日	令和7年6月18日(水) 午前10時
5	郵便入札開札立会 申込書受付期間	受付期間	令和7年5月26日(月) 午前10時から同年6月16日(月) 午後4時まで
		提出方法等	提出方法はFAX(06-6262-7721)とし、開札日に原本を持参すること。 ※ 開札の立会を希望しない場合は提出不要
6	入札参加資格に係る提出書類	提出方法等	到達指定日 令和7年6月16日(月)「6(3)送付方法等」参照)
7	入札結果の公表	公表時期	入札結果の公表は落札決定後にホームページに掲載します。 ※電話などによる入札結果の問い合わせには一切お答えできません。
8	その他	・入札参加事前申込フォームから申し込んだ者に通知するメールを必ず確認してください。メールが届いていない場合は「4手続き先・問合せ先・書類提出先」に連絡すること。 ・センターホームページには、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に確認すること。なお、当該ホームページを確認しなかったことによる入札参加者が被った損失については、センターは一切の責めを負わない。 ・再度の入札は行わない。	

3 入札参加資格

入札参加者は下記要件をすべて満たしていること。

共通入札説明書で示す資格要件	共通入札説明書で示す資格要件をすべて満たしていること。
登録業種	令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「 OA機器・用品(種目コード26) 」に登録をされている者であること。
地域要件	大阪府内に事業所を有していること。
仕様適合	購入物品に係る仕様適合証明書を提出し、かつ、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
履行実績	令和2年4月1日からこの公告の日までの間に、当センター及び国又は地方公共団体等の公的機関(注)が発注した「サーバ調達・納入(賃貸借を含む)」を元請として完了した実績を有していること。 (注)国、地方公共団体、地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人又は一般財団法人・公益財団法人・一般社団法人・公益社団法人

4 手続き先・問合せ先・書類提出先

内 容	手続き先・問合せ先・書類提出先
本件入札に関すること、及び「6(2)郵送で提出するもの」の提出先並びに落札決定後の契約手続きに関すること。	〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目8番12号 公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 総務部 総務課 電話番号 06-6262-7711

5 交付書類一覧

	交付	名称	交付方法	ファイル形式
入札公告等	○	入札公告	ホームページから ダウンロード	Adobe Acrobat PDF形式 又は Microsoft Word DOC形式 又は Microsoft Excel XLS様式
	○	共通入札説明書		
	○	入札心得		
	○	入札参加に必要な書類等 ・入札参加申出書 ・入札書 ・郵便入札開札立会申込書 ・辞退届 ・郵便入札の手引き ・内封筒シート ・ 外封筒シート	入札参加事前申込後 にセンターが送付する メールに記載するホーム ページアドレスから ダウンロード	
	○	契約(取引)実績調書 契約(取引)実績に係る証明書		
	○	仕様適合証明書 納入機器等構成表		
	○	契約書(案)		
契約関係	○	契約保証金免除申請書		
	○	誓約書(元請用 暴力団排除条例)		
誓約書関係	○	誓約書(元請用 暴力団排除条例)		
仕様関係	○	仕様書等	ホームページから ダウンロード	

6 提出書類一覧

(1) 内封筒(長形3号)に封入し、郵送で提出するもの

名称	備考
入札参加申出書	
入札書	

(2) 外封筒(角型2号)に封入し、郵送で提出するもの

名称	備考
内封筒(長形3号)	上記(1)の内封筒
仕様適合に関する書類	仕様適合証明書
	納入機器等構成表

契約(取引)実績調書	(添付書類) 契約書等の写し(業務内容が確認できる仕様書等を含む) 又は 契約(取引)実績に係る証明書
------------	--

(3) 送付方法等

上記(2)の書類の提出は、次のaからeまでの方法により郵送すること。当該送付方法を遵守しない者のした入札は原則として無効とする。

a 一括送付の遵守

必要な書類はすべて紙に印字し、送付すること。

b 持参及び電子媒体等での郵送の禁止

持参及びコンパクトディスク等の電子媒体での提出は認めない。

c 配達日指定及び書留による郵送の厳守

配達日を指定し、かつ一般書留又は簡易書留等とすること。

d 配達日の指定の厳守

配達日の指定は、2発注スケジュール4に記載する到達指定日とし、到達指定日以外は認めない。
よって、到達指定日の前日以前や翌日以降に到着した者のした入札は原則として無効とする。

e 送付先等の表示

郵送する封筒には、外封筒シートを貼付すること。
内封筒には内封筒シートを貼付すること。

(4) 郵送又は持参により提出するもの

・誓約書(元請用 暴力団排除条例) 落札者のみ。

落札決定後速やかに、提出すること。(共通入札説明書19(2)参照。)

提出先は4 手続き先・問合せ先・書類提出先 参照。

物品関係条件付一般競争入札 共通入札説明書（郵便入札）

入札参加者は、この「物品関係条件付一般競争入札・共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「入札公告」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

目 次

- 1 入札公告等の交付等
- 2 予定価格等の公表
- 3 入札参加資格
- 4 入札参加の事前申込み
- 5 入札参加資格の審査
- 6 仕様書等の交付
- 7 仕様書等に対する問及び回答
- 8 連絡事項の確認
- 9 入札書の提出
- 10 入札参加の辞退
- 11 入札執行の保留、延期又は取り止め
- 12 公正入札調査の実施
- 13 入札金額
- 14 入札保証金
- 15 開札の日時及び方法
- 16 事後審査
- 17 入札書の無効
- 18 落札者の決定方法
- 19 契約手続等
- 20 実施上の留意事項

1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「共通入札説明書」等、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を公益財団法人 大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）ホームページに掲載する。

(1) 入札公告等の交付

ア 交付日

「入札公告」による。

イ 交付方法

センターホームページから入札参加者がダウンロードすることにより行う。

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。

(「入札公告」の「5 交付書類一覧」参照)

(3) 入札公告等に対する質問及び回答

ア 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」による。

イ 質問方法

センターに対してメールにより質問を行い、持参、郵送、電送及び電話等の方法は受付けないものとする。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記入しないこと。

ウ 回答方法

センターホームページに質疑回答書を掲載する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、必ず回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、センターは一切の責めを負わない。

2 予定価格等の公表

「予定価格」については、下記のとおり公表する。

(1) 公表日

「入札公告」公表の日。

(2) 公表方法

「入札公告」に記載する。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

(2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有していること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 「入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（(3)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(3)キに掲げる者を除く。）
- エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者
- オ 大阪府都市整備推進センター入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

4 入札参加の事前申込み

入札参加を希望する者は、センターホームページ内において、入札公告に記載する入札参加資格を有していることを誓約の上、入札参加を事前に申し込まなければならない。

5 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査は、開札後に落札候補者に対して事後審査を行う。（16事後審査を参照）

6 仕様書等の交付

仕様書等は、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
「入札公告」による。
- (2) 交付方法
センターホームページに掲載し、交付する。
- (3) 交付する仕様書等の内容
「入札公告」による。
（「入札公告」の「5 交付書類一覧」参照）

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」による。

イ 質問方法

センターに対してメールにより質問を行い、持参、郵送、電送及び電話等の方法は受付けないものとする。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記入しないこと。

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

センターホームページに質疑回答書を掲載する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、必ず回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、センターは一切の責めを負わない。

8 連絡事項の確認

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、センターのホームページを定期的に閲覧し、確認すること。

連絡事項を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、センターは一切の責めを負わない。

9 入札書の提出

入札書及び入札参加申出書（以下「申出書」という。）の提出については、次のとおりとする。

(1) 入札書等の提出期間

「入札公告」による。

(2) 入札書等の提出方法

ア 入札参加者は、入札書（以下「入札書」という。）、申出書及び内封筒用シート・外封筒用シートをセンターホームページからダウンロードする。

イ 入札参加者は、内封筒（長形封筒3号）に指定した内封筒用シートを貼付し、必要事項を記入押印のうえ、入札書等を入れて封かんし、さらに案件ごとに外封筒（角形封筒2号）に指定した外封筒用シートを貼付し、必要事項を記入のうえ、内封筒を封入し、一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便の方法により郵送しなければならない。

ウ 入札書等は入札公告で指定した到達指定日に到達しなければならないものとする。

なお、入札書等は、センターへの直接持参は認めないものとする。

エ 入札書等は書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

オ その他詳細は、入札心得によるものとする。

(3) 入札回数

1回とする。

10 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書等を郵送するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書等を郵送後に辞退することはできない。また、一旦辞退した場合はそれを撤回することができない。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行（開札）までにセンターに持参するか到達指定日までに届くように、郵送するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

11 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）場合があるものとする。

なお、保留等したことによる、入札参加者が被った損失について、センターは一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

12 公正入札調査の実施

11(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

13 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、単価契約の場合は、それぞれの業務に係る契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額）に発注予定数量を乗じて得た額の総額を入札書に記載すること。

14 入札保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する金額をセンターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ② 大阪府入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約をしない場合
 - ③ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - ④ 死亡、傷病又は退職により配置予定者等^注が欠けるため契約を締結しない場合

注)配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

15 開札の日時及び方法

(1) 開札の日時

「入札公告」による。

(2) 開札の方法

入札担当職員が、郵送された封筒を開札し、落札候補者又は落札候補者順位を決定する。

(3) 開札の立会

開札の立会は、開札の立会を希望する入札参加者が行うものとする。ただし、立会を希望する者がいない場合又は開札日に開札会場に立会を希望するものが出席しない場合は、当該入札事務に関係しない職員が行うものとする。

開札の立会を希望する入札参加者は、入札公告で示した期間内に開札立会申込書をセンターに提出しなければならない。

立会者は、入札参加者又は入札参加者から委任を受けた代理人でなければならない。この場合において、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできない。

16 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。

(1) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を「落札候補者」とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

ウ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内（ただし、最低制限価格を設けた時は、最低制限価格以上）で最低の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、最低の価格で入札をした者（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

○ くじの方法は、抽選機により予備抽選と本抽選を行い、予備抽選で本抽選の際に落札候補者順位を決定するための番号を決定し、本抽選で落札候補者順位を決定する。

(2) 事後審査の内容

ア 入札公告に示す入札参加資格の審査

イ 落札候補者の提出書類の審査

落札候補者は、「入札公告」に示す「提出書類一覧表」に記載する落札候補者の提出書類（以下「事後審査書類」という。）を各資料に記載した指示に従い作成し、「入札公告」に示す日時及び方法により「提出先」あて提出すること。提出した書類の返却は行わない。

なお、事後審査書類を指定した日時までに提出しないときは、その者の提出した入札書は無効と

する。また、事後審査書類を指定した日時までに提出しない者は、事後審査書類を提出しない意思を明示した書面を「提出先」に提出しなければならない。

17 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

18 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

19 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内にセンターに提出しなければならない。但し、センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、センターは契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときはセンターは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。（但し、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）

(3) 契約保証金

ア 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(イ) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

(ウ) 銀行又はセンターが確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

- (エ) 銀行又はセンターが確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - (オ) 銀行又はセンターが確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - (カ) 銀行又はセンターが確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- イ アにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (ア) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (イ) 契約保証金免除要綱第3条第3号に該当する場合における落札者からの契約保証金免除申請
- ウ イ(ア)の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券をセンターに寄託しなければならない。
- (4) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する場合
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けた場合
- (5) (4) アからウまでにより、契約を締結しなくても、センターは一切の責めを負わないものとする。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき、又は(4)アからウまでによりセンターが契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額をセンターに支払わなければならない。

20 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加申出書等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申請または事後審査書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。
また、入札参加申出書または事後審査書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。
- (4) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」及び「センターが必要と認める者」についてのみ実施する。

○ホームページ（入札結果）での表示の方法

- ・落札した者 ⇒ 落札企業名称及び落札金額を表示
- ・失格となった者 ⇒ 企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「失格」と表示
- ・無効の入札を行った者 ⇒ 企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「空白」
- ・入札を辞退した者 ⇒ 企業名称を表示し、摘要欄は「辞退」と表示
- ・入札書を提出しなかった者 ⇒ 企業名称を表示し、摘要欄は「入札書不着」と表示

一般競争入札心得（物品関係）

平成30年4月1日策定

（趣 旨）

第1条 この心得は、公益財団法人 大阪府都市整備推進センターが行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札に際し、センターの指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
 - 4 入札参加者は、事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札参加者資格等）

- 第4条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類をセンターに提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（入札保証金等）

- 第5条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額をセンターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表 13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、

又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等^{注)}が欠けるため契約を締結しない場合
- 注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札の方法等)

- 第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時に入札書、入札参加申出書がセンターに到達するように書留、配達日指定で郵送しなければならない。
- 2 開札は、入札公告に記載する日、場所にて行う。
 - 3 入札公告に記載する方法により開札立会申込みを行った入札参加者は、開札当日に当該申し込みを行った書面を持参することにより、開札に立ち会うことができる。
 - 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
 - 5 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。
 - 6 開札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

(入札の辞退)

- 第7条 入札参加者は、入札書を郵送するまで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届をセンターに提出すること。
 - 3 入札書の到達指定日に郵送物(入札書等)が確認できない場合は、当該入札参加者を「入札書不着」とし辞退した者とみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

- 第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
- 2 前項の規定によりセンターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
 - 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

- 第10条 開札終了後、直ちに当該開札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時に所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (4) 到達指定日以外に到達した入札書等（第9条第3項の規定により入札を延期した場合を除く。）
- (5) 指定された送付方法以外の方法で入札書等を郵送したとき。
- (6) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないとき。
- (7) 郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書等の件名が異なるとき。
- (8) 入札書等の記名押印がないとき。
- (9) 入札参加申出書が同封されていないとき。
- (10) 入札公告6提出書類一覧に記載する事後審査書類が同封されていないとき。
- (10) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (12) 談合その他不正行為により入札手続を行ったと認められる者が提出した入札書
- (13) 同一の入札について、2者以上の入札書を提出した者の入札書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

（失 格）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ② 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ③ 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (2) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（落札者の決定）

第13条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者順位を決定する（当該入札の立会をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

（再度の入札）

第14条 再度の入札は行わない。

（契約保証金等）

第15条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としてセンターが認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

- (1) センターを被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書をセンターに寄託した場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類（センターが競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示に掲げる契約の種類）及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約の締結等）

第16条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内にセンターに提出しなければならない。ただし、センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第12条第1号①又は③に該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第12条第1号②に該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 前3項の規定により契約を締結しないときは、第5条第2項に定める違約金をセンターに支払わなければならない。この場合、センターは一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立）

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第18条 入札に際しては、すべてセンターの指示に従うこと。